

中部ブロック発注者協議会の取組

令和4年7月20日

① 令和3年度取組結果

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- ほぼ全ての発注者で最新の基準を適用している。
(令和3年度のその他の1%は特殊な工事で見積りで予定価格を算出したものである)
- 令和3年度の実績値は目標値を上回っている。

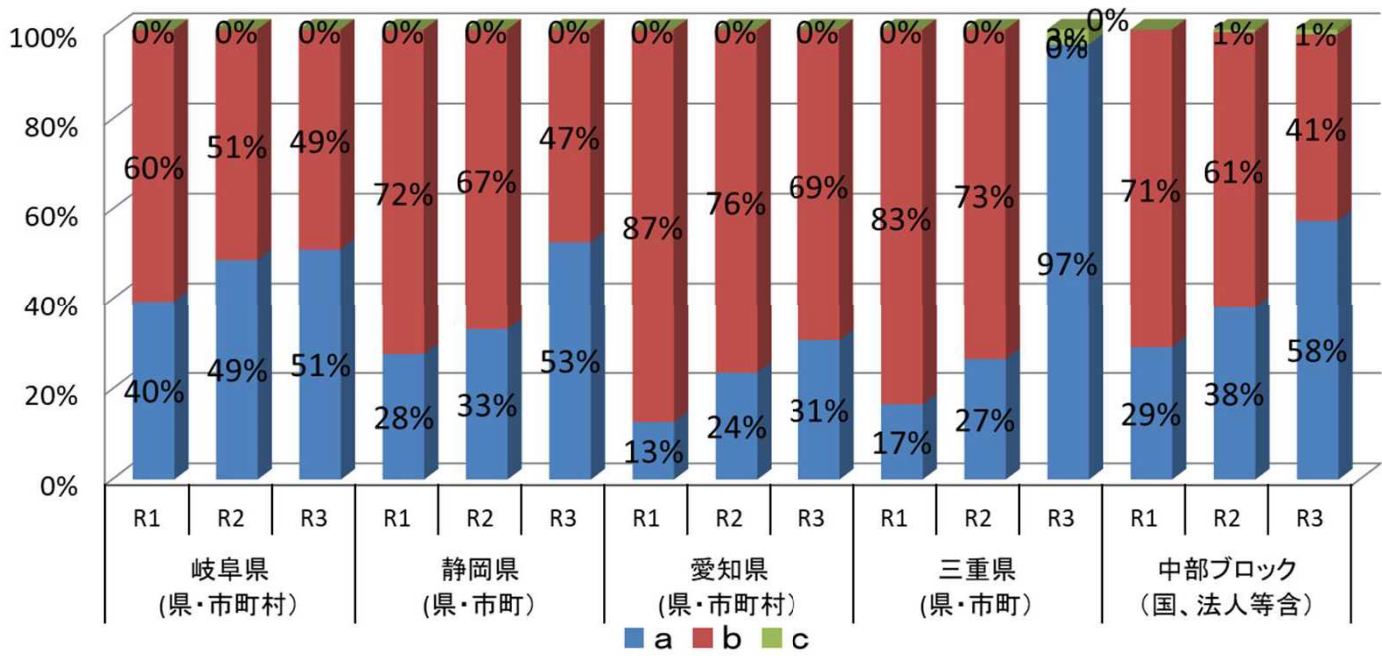
【工事①】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

※表は組織数の割合

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	29%	38%	54%	69%	85%	100%
実績値	29%	38%	57%			

適正な予定価格の設定(最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況)

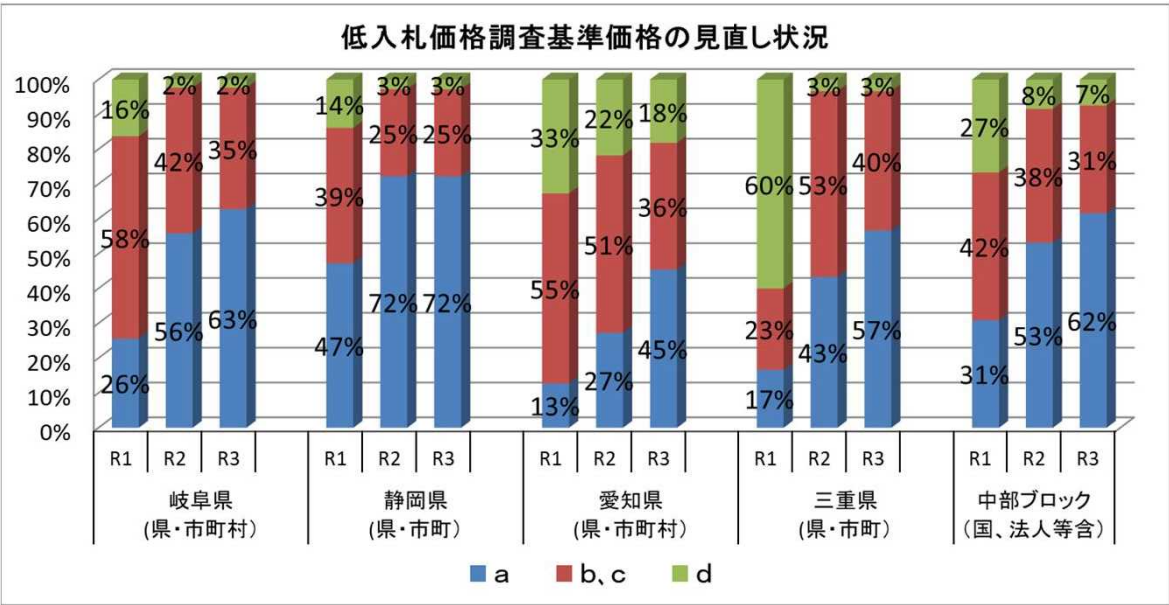


- c その他
- b 最新の積算基準を適用 (基準範囲外の要領は整備無し)
- a 最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の要領を整備済み

※グラフは組織数の割合

【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**9%改善(53%→62%)**しており、**年々制度未導入の組織は確実に減少している状況**である。
- 令和3年度の各県(県市町村)の実績値は**目標値を概ね上回っているが、市町村の実施率が低い**。



■ d 制度未導入
■ b, c 旧モデル等を適用 (準用、一部導入を含む)
■ a 最新モデルを適用 (準用を含む)

※グラフは組織数の割合

※表は工事件数の割合

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
実績値 中部地整			0.89			1.00	33,272件
			1.00			1.00	845件

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
岐阜県 目標値	0.73	0.64	0.73	0.82	0.91	1.00	
(県市町村) 実績値	0.73	0.64	0.75				6,969件
(県) 実績値			1.00				1,784件
(市町村) 実績値			0.67				5,185件
静岡県 目標値	0.84	0.94	0.95	0.97	0.98	1.00	
(県市町) 実績値	0.84	0.94	0.94				7,398件
(県政令市) 実績値			1.00				4,187件
(市町) 実績値			0.86				3,211件
愛知県 目標値	0.89	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00	
(県市町村) 実績値	0.89	0.89	0.92				12,587件
(県政令市) 実績値			1.00				5,462件
(市町村) 実績値			0.88				6,993件
三重県 目標値	0.95	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00	
(県市町) 実績値	0.95	0.95	0.96				4,560件
(県) 実績値			1.00				1,203件
(市町) 実績値			0.94				3,357件

実施率 (件数) = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$

- ・「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
- ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

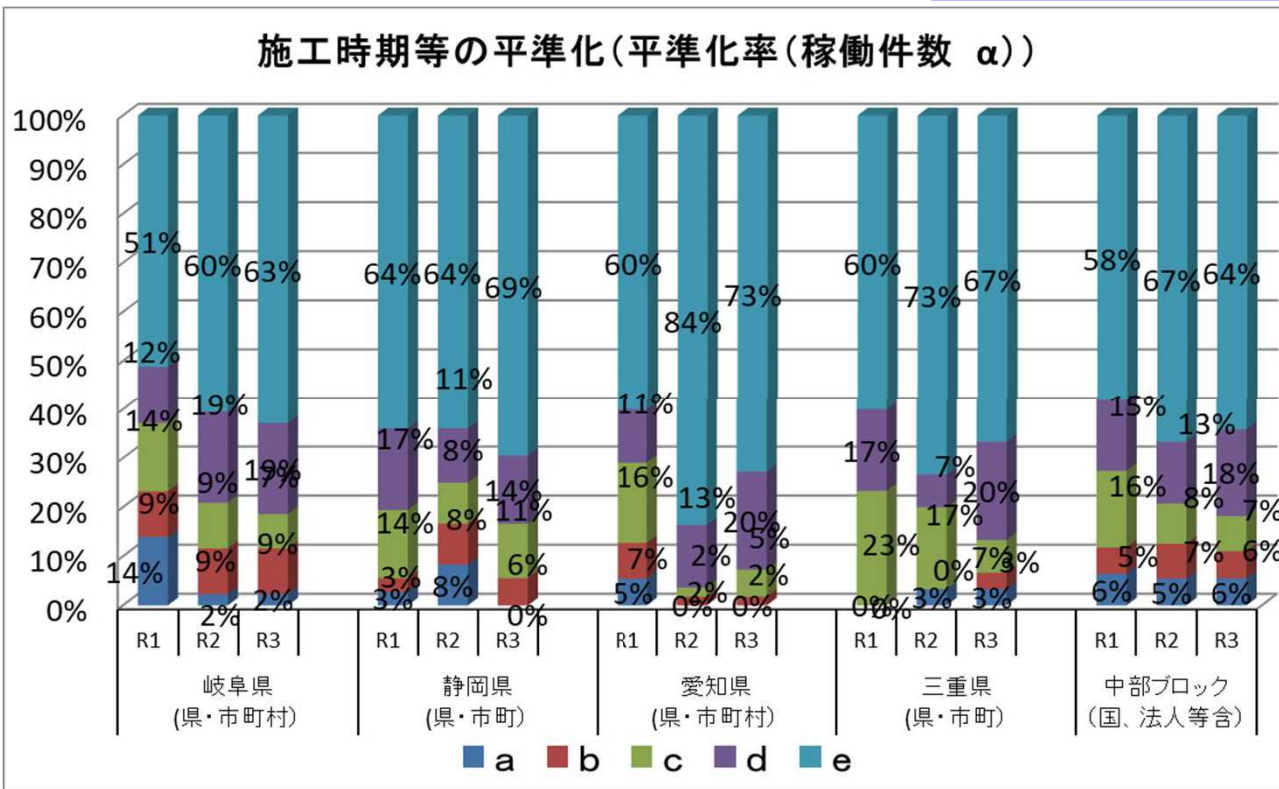
【工事③】 平準化率(稼働件数:工事)

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ **平準化率(稼働件数 α)** : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

- 令和2年と令和3年の比較で、中部ブロックの実績として、**0.8以上の組織数は横ばい。**
- 令和3年度の実績値は**目標値と同等か下回る。特に市町村の平準化率が低い。**

※表は工事件数から算出

※グラフは組織数の割合



中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	0.67	0.65	0.69	0.73	0.76	0.80
実績値	0.67	0.65	0.68			
中部地整	0.78	0.85	0.94			

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
岐阜県 目標値	0.77	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80
(県市町村) 実績値	0.77	0.68	0.74			
(県) 実績値			0.89			
(市町村) 実績値			0.59			
静岡県 目標値	0.60	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80
(県市町) 実績値	0.60	0.64	0.66			
(県政令市) 実績値			0.69			
(市町) 実績値			0.63			
愛知県 目標値	0.66	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80
(県市町村) 実績値	0.66	0.60	0.61			
(県政令市) 実績値			0.69			
(市町村) 実績値			0.57			
三重県 目標値	0.61	0.63	0.67	0.71	0.76	0.80
(県市町) 実績値	0.61	0.63	0.61			
(県) 実績値			0.73			
(市町) 実績値			0.53			

- e 0.6未満
- d 0.6~0.7
- c 0.7~0.8
- b 0.8~0.9
- a 0.9以上

$$\text{地域平準化率(件数)} = (\text{4~6月期の工事平均稼働件数}) / (\text{年度の工事平均稼働件数})$$

- ・集計対象工事: 「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」に登録されている工事(契約金額500万円以上の工事、稼働件数は当該月に工期が含まれるもの)
- ・地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ・県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

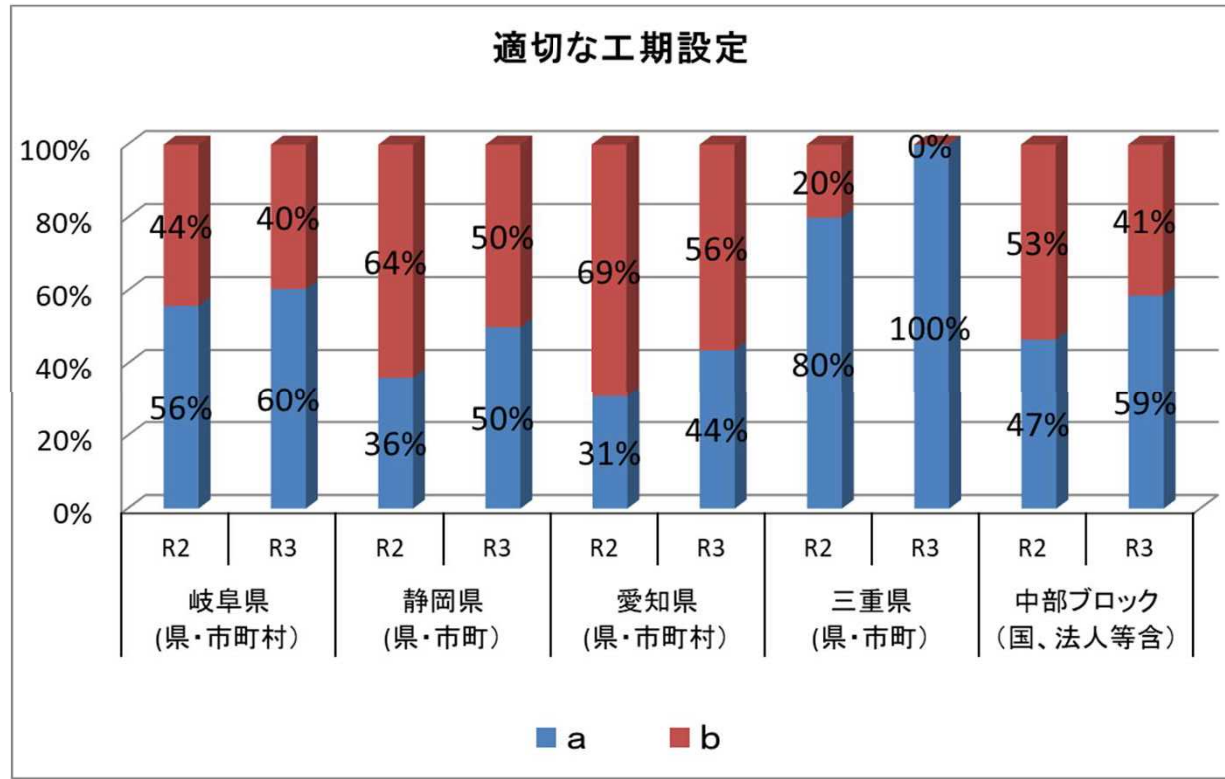
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**12%改善(47%→59%)**しており、**工期の設定基準を整備している組織が増加している状況**である。
- 令和3年度の実績値は**目標値と同等**。

【工事④】 適正な工期の設定 ※必ず実施すべき事項
中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	47%	60%	73%	87%	100%
実績値	-	47%	59%			

※工期の設定基準を整備している割合

※表は組織数の割合



■ b 未整備
■ a 整備

※グラフは組織数の割合

【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、4週8休以上の実施は前年度から**1%改善(42%→43%)**。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
しかし、**市町村では取組が進まない**。

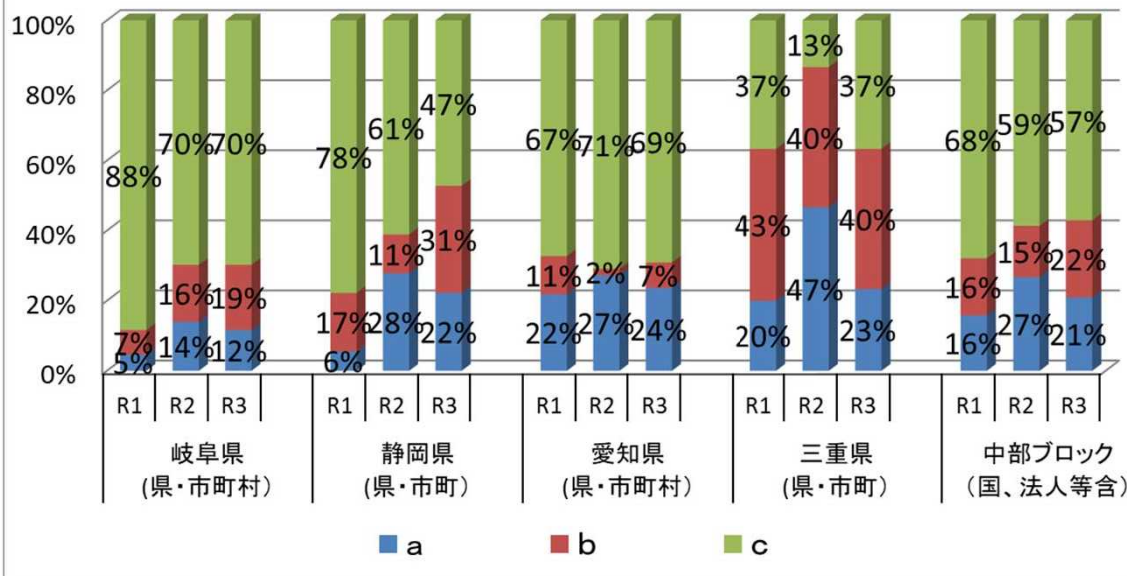
※表は工事件数の割合

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
目標値	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70	
実績値	0.43	0.66	0.84	0.87	0.94	1.00	11,371件
(市町村含む)実績値			0.35				29,170件
中部地整		1.00	1.00				815件

※グラフは組織数の割合

週休2日工事の実施状況



■ c 未実施
■ b 4週8休工事の実施
■ a 完全週休2日工事の実施

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
岐阜県 目標値	0.67	0.82	0.70	0.70	0.70	0.70	
(県) 実績値	0.67	0.82	1.00	1.00	1.00	1.00	1,034件
(県市町村) 実績値			0.21				5,842件
(市町村) 実績値			0.04				4,808件
静岡県 目標値	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70	
(県政令市) 実績値	0.03	0.61	0.85	0.90	0.95	1.00	2,897件
(県市町) 実績値			0.41				6,244件
(市町) 実績値			0.02				3,347件
愛知県 目標値	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70	
(県政令市) 実績値	0.65	0.65	0.78	0.83	0.92	1.00	5,030件
(県市町村) 実績値			0.15				11,617件
(市町村) 実績値			0.03				6,587件
三重県 目標値	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70	
(県) 実績値	0.22	0.52	1.00	1.00	1.00	1.00	746件
(県市町) 実績値			0.20				3,803件
(市町) 実績値			0.01				3,057件

週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数 (公告等) / 全工事件数 (公告等)

- ・ 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・ 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・ 地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・ 県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、適切に設計変更している割合は横ばい。適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施している割合は3%改善(78%→81%)。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は目標値を下回る。

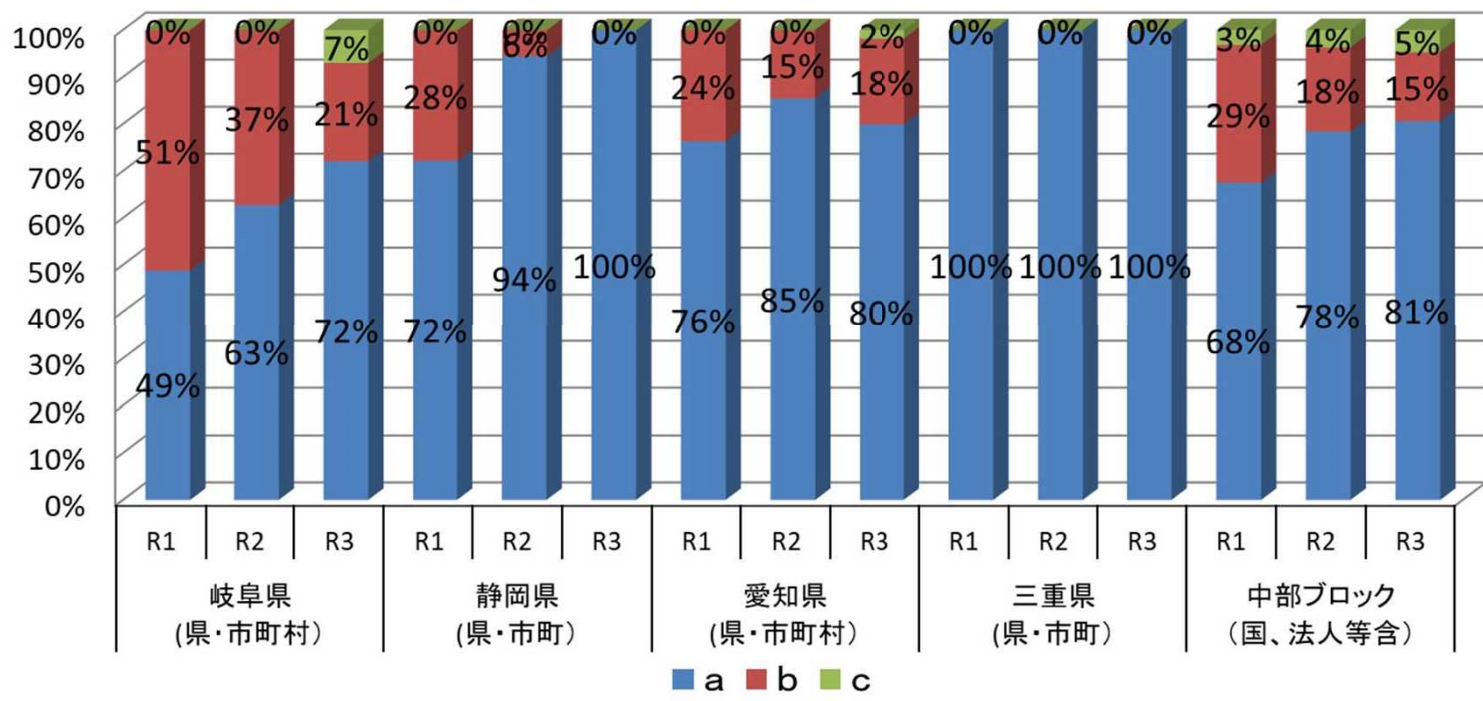
【工事⑥】 設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	68%	78%	84%	89%	95%	100%
実績値	68%	78%	81%			

※表は組織数の割合

適切な設計変更(設計変更ガイドラインの策定・活用状況)



- c 設計変更を実施していない。
- b 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- a 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

※グラフは組織数の割合

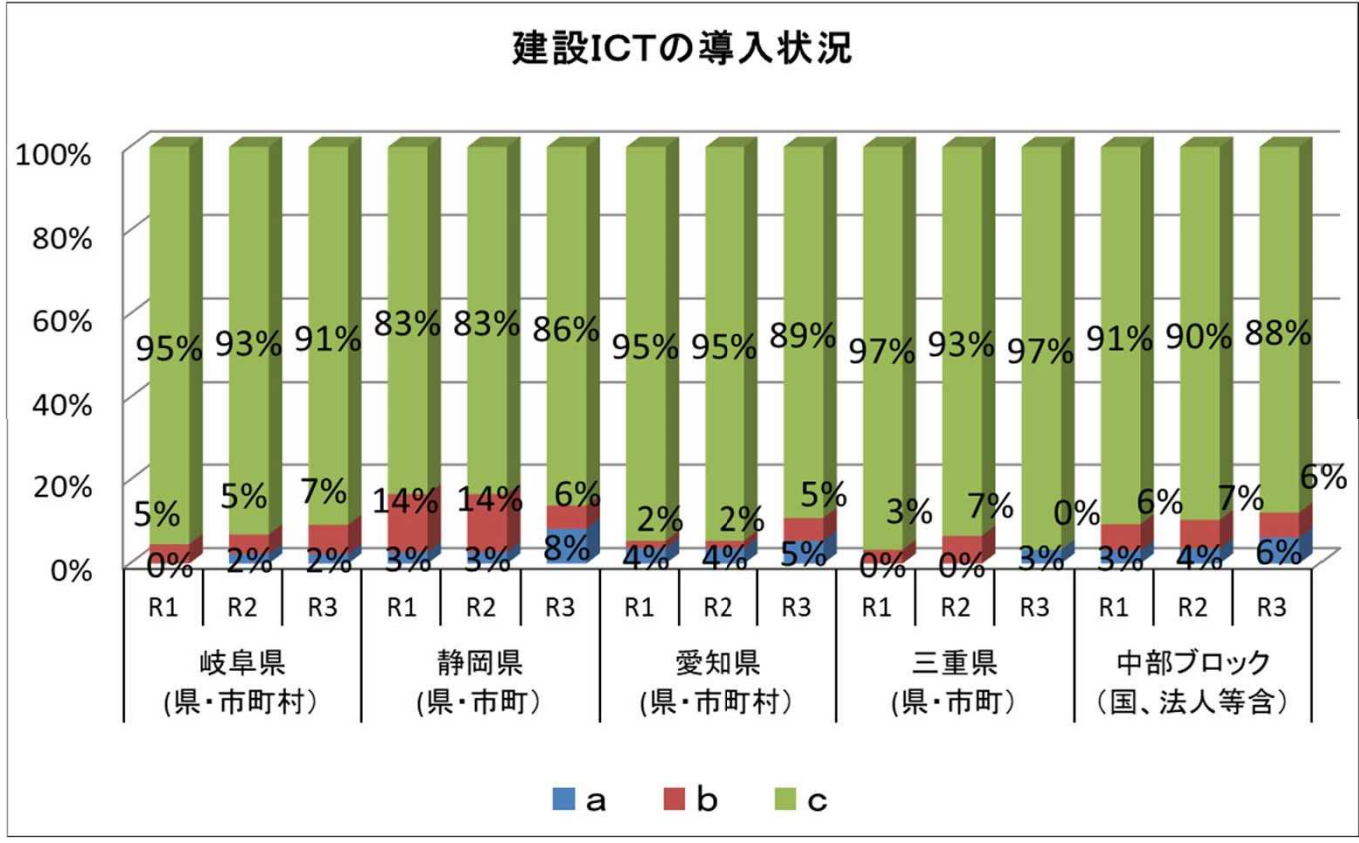
◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

- 少しずつであるが増加しており、**12%が一部導入含め導入している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値を下回る**。

【工事⑦】 建設ICTの導入状況 ※実施に努める事項
中部ブロック

※表は組織数の割合

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	9%	10%	33%	55%	78%	100%
実績値	9%	10%	12%			



■ c 未導入
■ b 一部導入
■ a 導入

※グラフは組織数の割合

◇ 受発注者間の工事情報を共有状況(ASP)することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

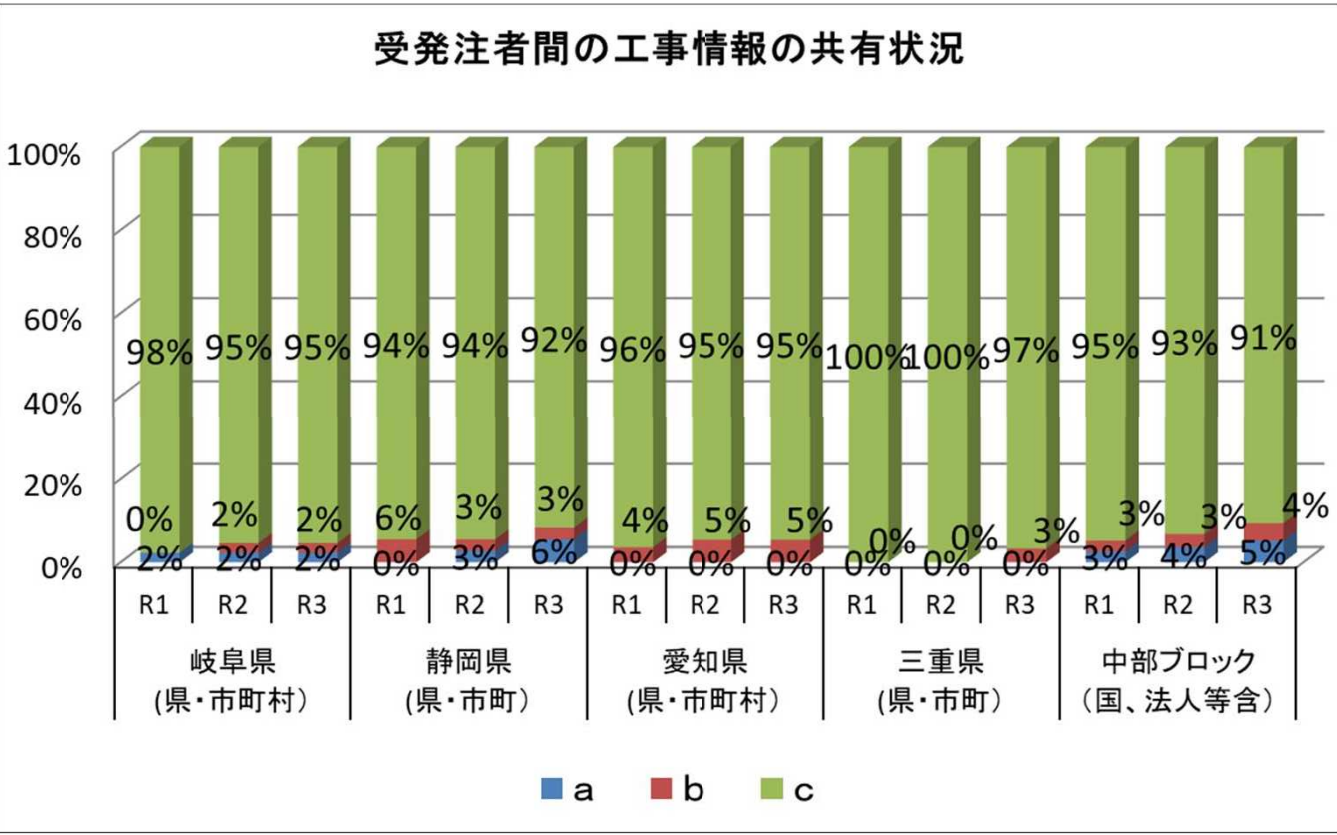
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**9%(一部実施を含む)実施している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値を下回る**。

【工事⑧】 受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP) ※実施に努める事項

※表は組織数の割合

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	5%	7%	30%	53%	77%	100%
実績値	5%	7%	9%			



■ c 未実施
■ b 一部実施
■ a 実施

※グラフは組織数の割合

【工事⑨】 総合評価落札方式の導入状況

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**81%が導入(試行含む)している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値と同等**。

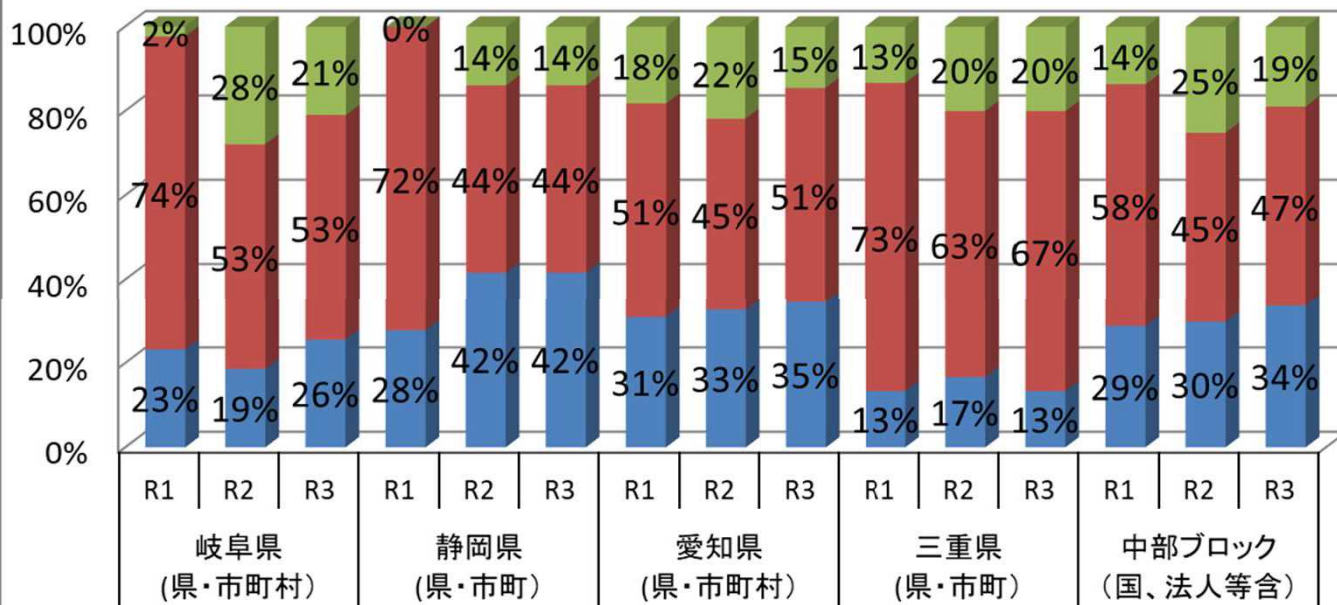
【工事⑨】 総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

中部ブロック

※表は組織数の割合

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	86%	75%	81%	87%	94%	100%
実績値	86%	75%	80%			

総合評価落札方式の導入状況(工事)



- c 未導入
- b 一部試行導入
- a 本格導入

※グラフは組織数の割合

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**積算基準の範囲外の要領まで整備しているのは95%**の状況である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値と同等**。

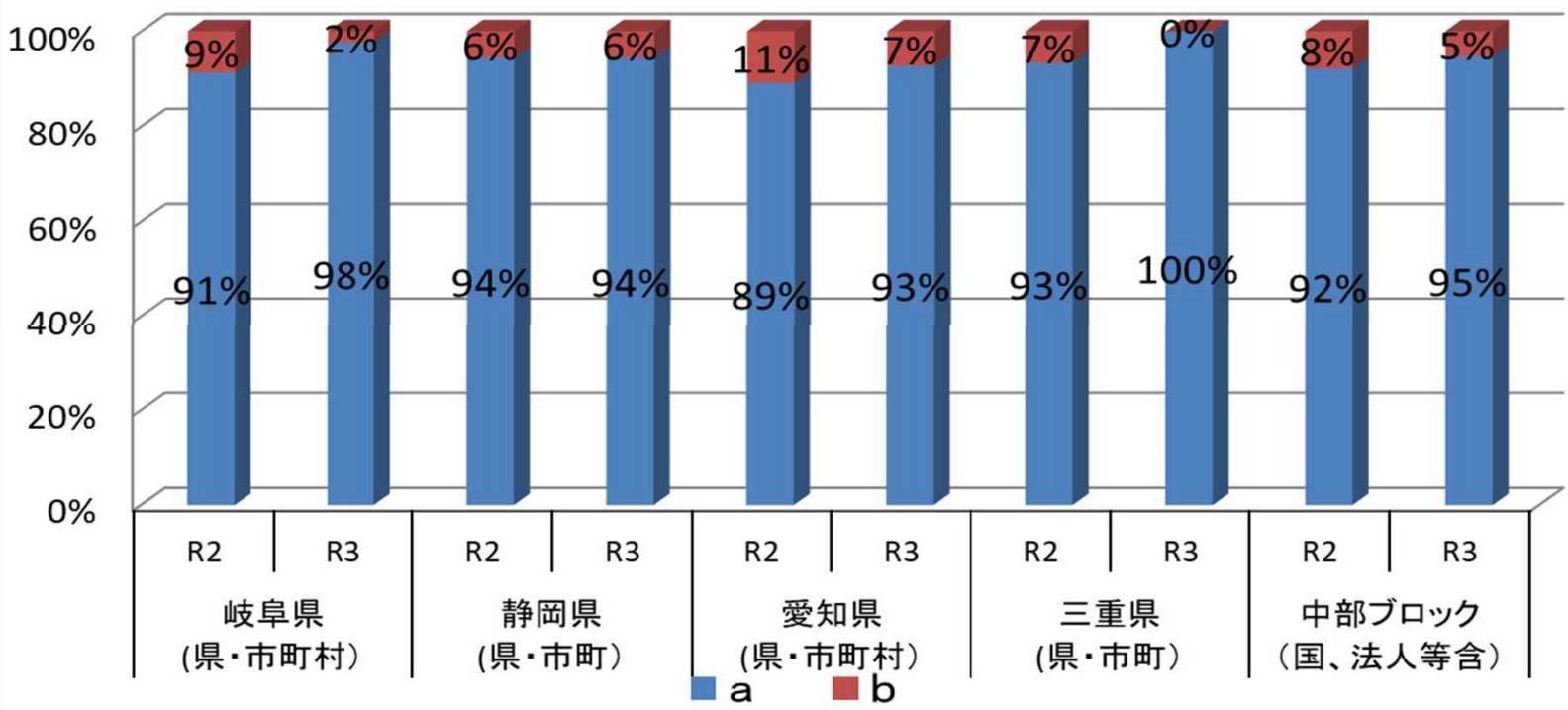
【業務①】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	92%	94%	96%	98%	100%
実績値	-	92%	95%			

※表は組織数の割合

適正な予定価格の設定(最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況)



■ b 最新の積算基準を適用
(基準範囲外の要領は整備無し)

■ a 最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の要領を整備済み

※グラフは組織数の割合

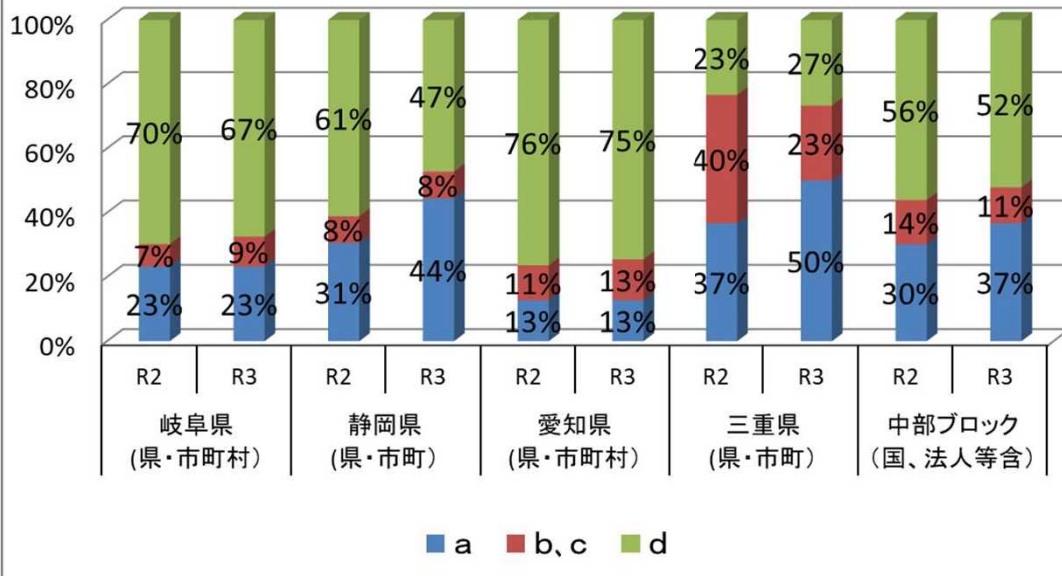
【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**4%改善(44%→48%)**。県別においても改善がみられる。
- 令和3年度の各県(県政令市)の実績値は**目標値を上回っているが、市町村の実施率が低い**。

※表は業務件数の割合

低入札価格調査基準価格の見直し状況



■ d 制度未導入
 ■ b, c 旧モデル等を適用(準用、一部導入を含む)
 ■ a 最新モデルを適用(準用を含む)

※グラフは組織数の割合

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
実績値 中部地整			0.78			1.00	16,538件
			1.00			1.00	907件

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
岐阜県 目標値	1.00	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	
(県) 実績値	1.00	0.60	1.00				1,461件
(県市町村) 実績値			0.65				2,854件
(市町村) 実績値			0.28				1,403件
静岡県 目標値	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00	
(県政令市) 実績値	0.94	0.95	0.98				3,564件
(県市町) 実績値			0.85				4,538件
(市町) 実績値			0.38				974件
愛知県 目標値	0.94	0.87	0.90	0.93	0.97	1.00	
(県政令市) 実績値	0.94	0.87	0.94				3,904件
(県市町村) 実績値			0.73				6,055件
(市町村) 実績値			0.12				2,151件
三重県 目標値	0.81	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
(県) 実績値	0.81	1.00	1.00				944件
(県市町) 実績値			0.94				1,577件
(市町) 実績値			0.85				633件

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務件数)}}$$

- ・ 「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
- ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

【業務③】 平準化率(稼働件数:業務)

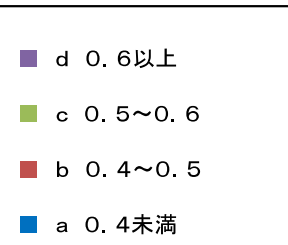
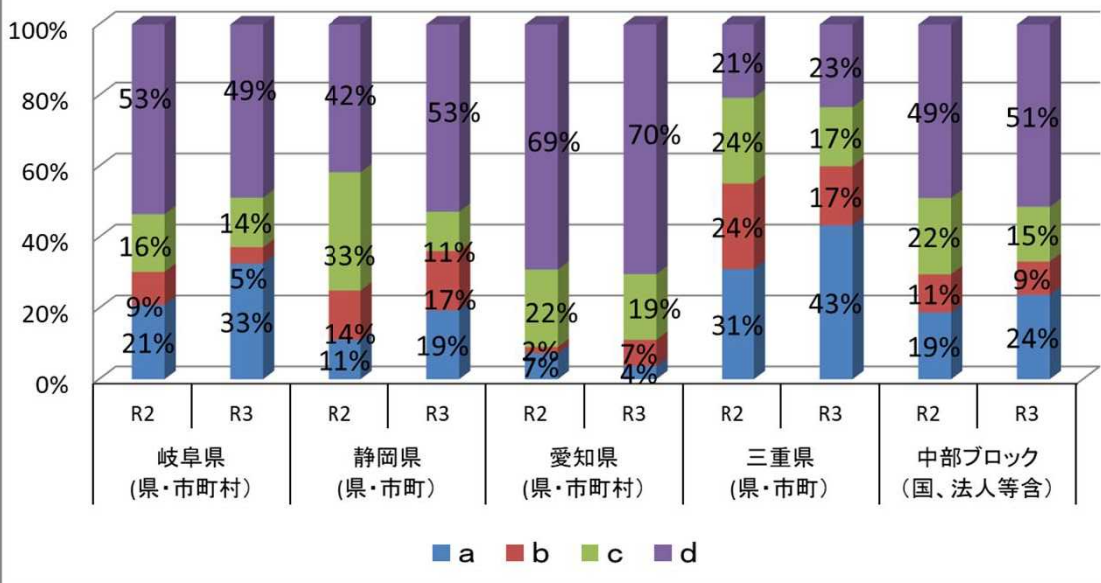
- ◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ **平準化率(稼働件数 α)** : 第4四半期に完成する業務件数 / 年度の業務稼働件数
稼働件数 : 当該年度に工期が含まれる業務の件数

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**0.4未満の機関は5%改善。(19%→24%で微増)**
県別においても改善がみられる。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

※表は業務件数の割合

※グラフは組織数の割合

履行時期等の平準化(平準化率)



中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
目標値	0.48	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	
実績値	0.48	0.44	0.50				14,193件
(市町村含む)実績値			0.52				19,967件
中部地整		0.57	0.85				1,534件

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
岐阜県 目標値	0.41	0.39	0.40	0.40	0.40	0.40	
(県) 実績値	0.41	0.39	0.40				2,296件
(県市町村) 実績値			0.47				3,780件
(市町村) 実績値			0.58				1,484件
静岡県 目標値	0.51	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	
(県政令市) 実績値	0.51	0.44	0.46				4,314件
(県市町) 実績値			0.46				5,711件
(市町) 実績値			0.45				1,397件
愛知県 目標値	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	
(県政令市) 実績値	0.43	0.42	0.48				4,324件
(県市町村) 実績値			0.54				6,438件
(市町村) 実績値			0.65				2,114件
三重県 目標値	0.46	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40	
(県) 実績値	0.46	0.35	0.44				920件
(県市町) 実績値			0.45				1,699件
(市町) 実績値			0.46				779件

地域平準化率(件数) = 第4四半期[1~3月]に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数

・集計対象工事：測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）、稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

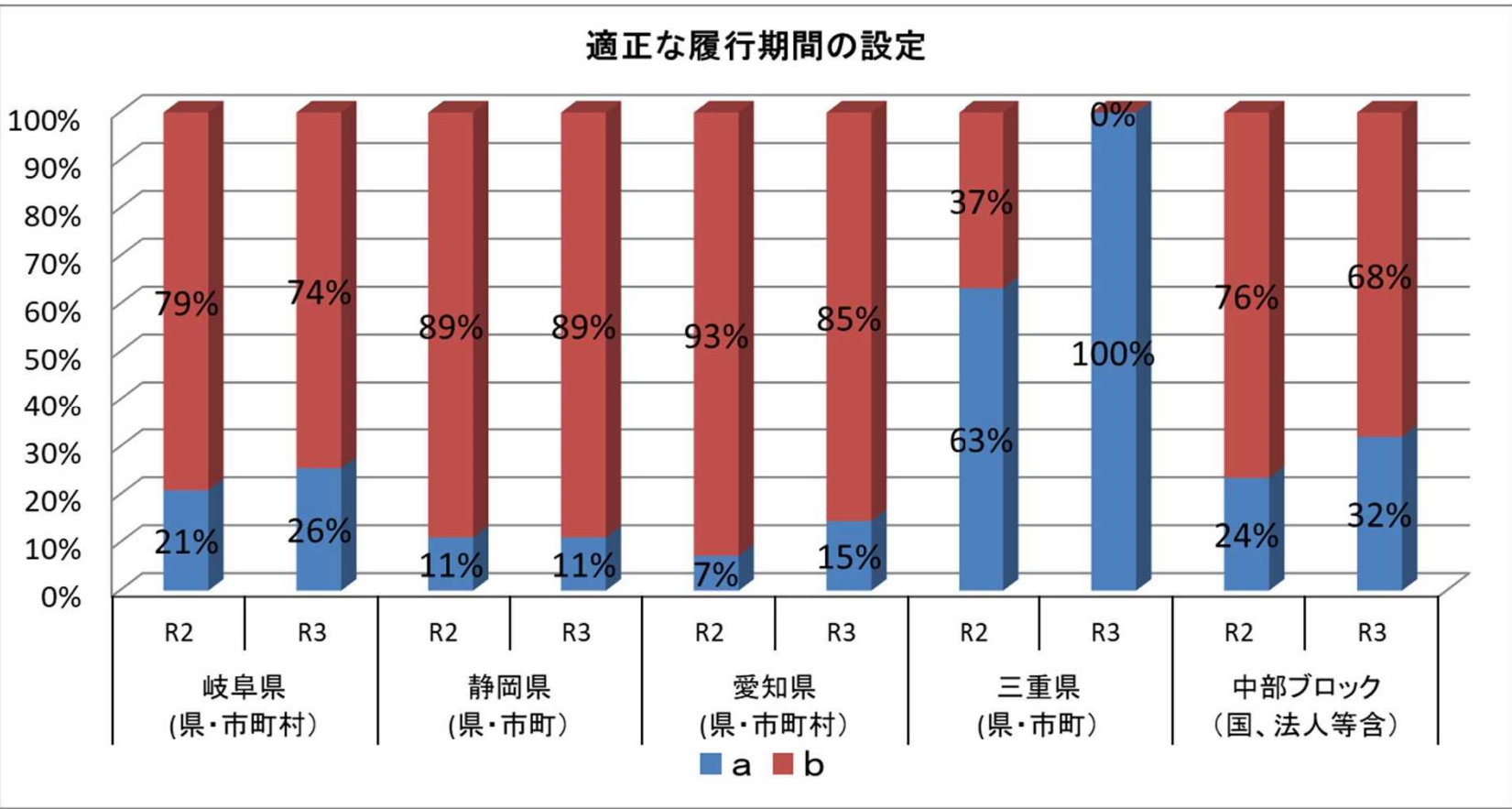
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**履行期間の設定基準を策定している機関は32%の状況**である
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

【業務④】 適正な履行期間の設定 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	24%	43%	62%	81%	100%
実績値	-	24%	32%			

※表は組織数の割合



■ b 未整備
■ a 整備

※グラフは組織数の割合

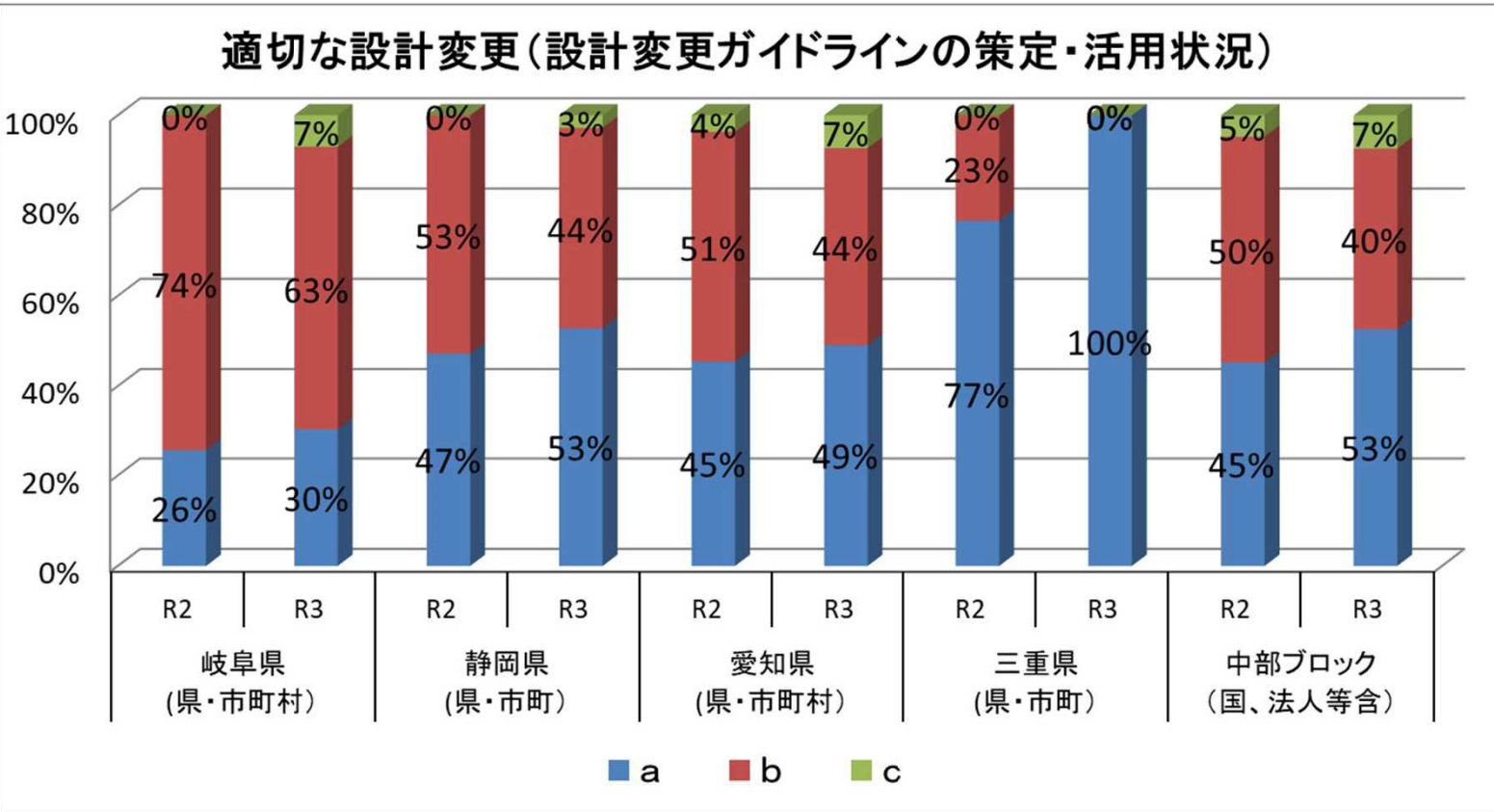
◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**53%が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施、40%が未策定であるが設計変更を実施している状況**である。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

【業務⑤】 設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項
中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	46%	59%	73%	86%	100%
実績値	-	46%	53%			

※表は組織数の割合



- c 設計変更を実施していない。
- b 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- a 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

※グラフは組織数の割合

【業務⑥】 総合評価落札方式の導入

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組。

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**23%が導入(一部試行含む)**している状況である。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

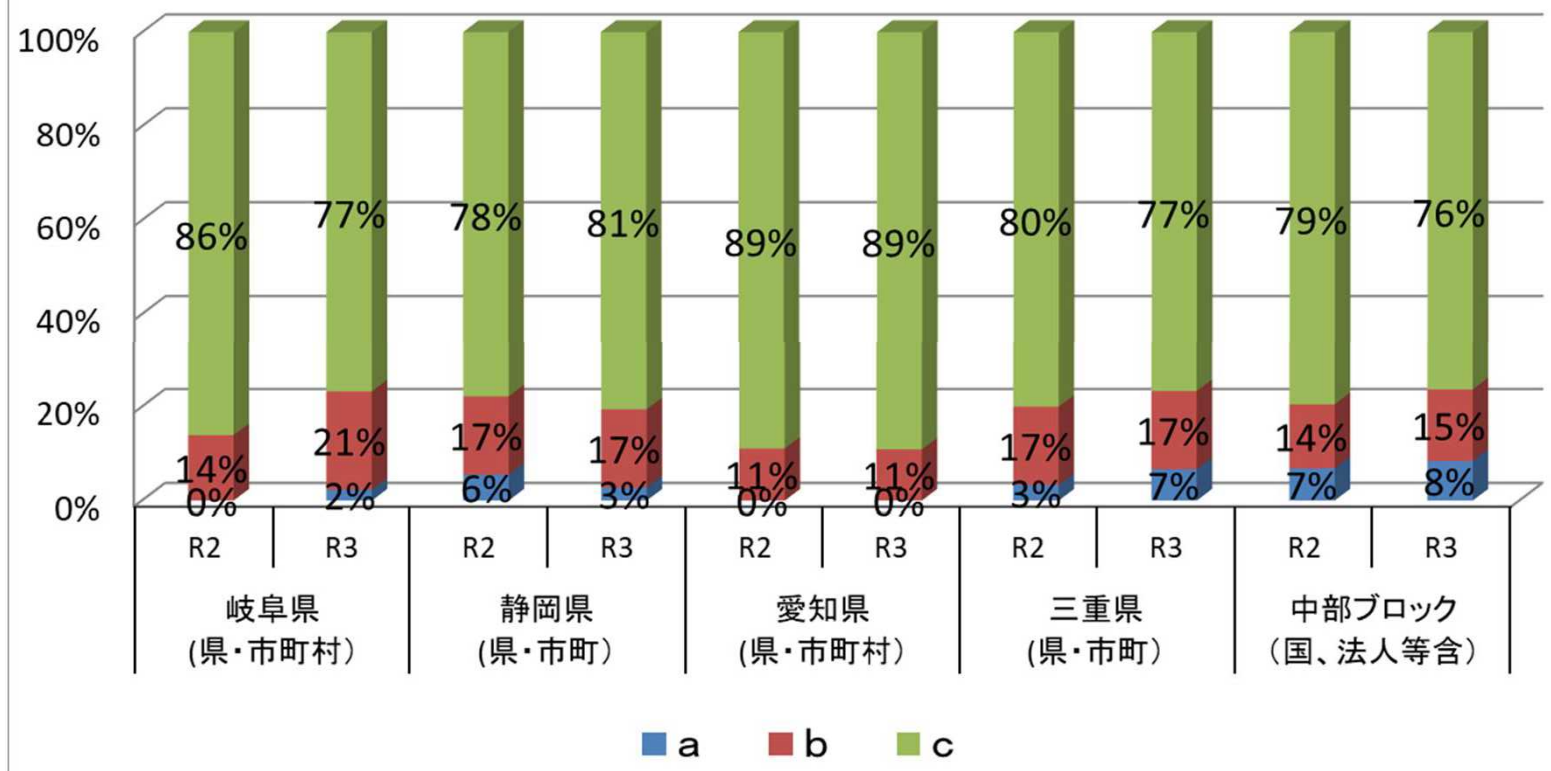
【業務⑥】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	-	21%	40%	60%	80%	100%
実績値	-	21%	23%			

※表は組織数の割合

総合評価落札方式の導入状況(業務)



■ c 未導入
■ b 一部試行導入
■ a 本格導入

※グラフは組織数の割合

②週休2日の目標設定

現状

- 品確法において、適正な工期設定（公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間等を考慮）が発注者の責務とされるとともに、建設業法において、「著しく短い工期」による契約の締結が禁止されている。
- 「工期に関する基準」を踏まえ、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮。
（令和3年12月21日付け総行第435号・国不入企第34号、令和4年2月18日付け国不入企第35号等）
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用。

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） ・<u>特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間（月平均60時間） 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む） ④b. 単月 100時間未満（休日出勤を含む） ④c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事②】週休2日対象工事の実施状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)	R 6 (修正目標値) 1.00
中部ブロック	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70	
				0.87	0.94		

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)	R 6 (修正目標値) 1.00
岐阜県	0.67	0.82	0.7	0.70	0.70	0.70	
静岡県	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70	
愛知県	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70	
三重県	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70	

※現在、中部ブロック発注者協議会では、全国統一指標（週休2日）の令和6年度達成目標を「0.7」に設定し、取り組んでいただいているところですが、平成6年度に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、令和4年度より市町村発注工事を含め、目標を「1.0」に統一する方向で検討を進めます。

また、R6目標値の変更と対象工事選定条件の見直しに伴い、令和4年度以降の年度別達成目標が変更となりますので、令和3年度自己評価結果から再設定します。

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数（公告等）}}{\text{全工事件数（公告等）}}$$

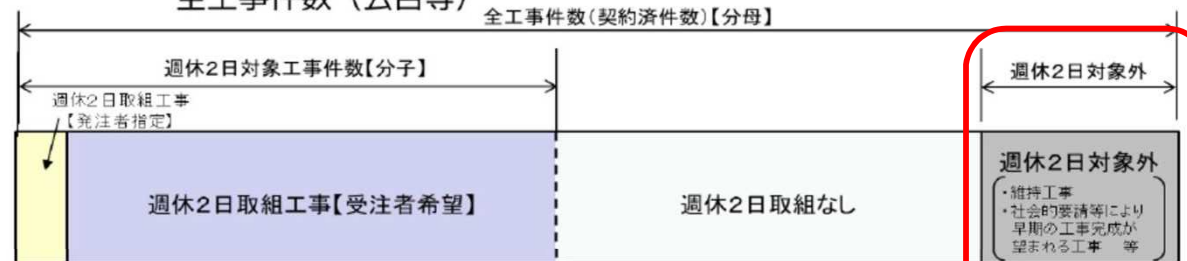
- ・週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市、市町村発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市町村発注の対象工事を足し合わせて算出

全国統一指標の定義見直し(案)

現行

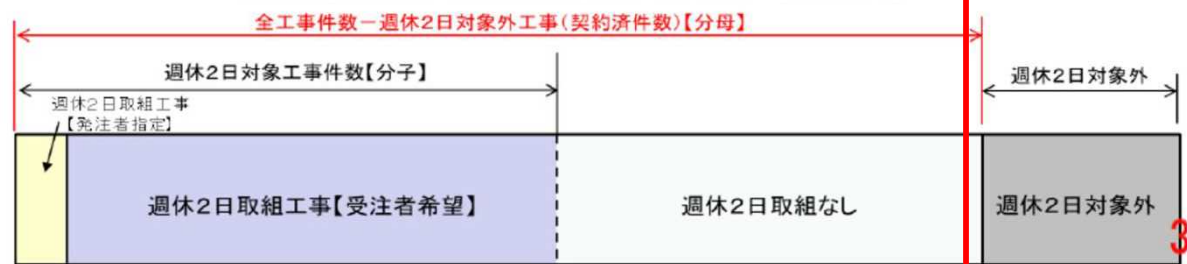
$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$$

※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。



見直し案

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数} - \text{週休2日対象外工事 (公告等)}}$$



対象外とする工事

- ・工事金額250万未満の小規模工事
- ・工期が1ヶ月未満の工事
- ・工期の大半が工場製作であり、現場作業が1週間程度の工事
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

交替制とする工事

- ・災害復旧工事、維持工事、除雪工事など緊急性の高い工事
- ・工事期間に制約のある工事(交通規制、河川における非出水期施工、学校等休暇中の施工、施設の休館中施工など)
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

“まんなかホリデー”

中部地方の公共工事は毎月第2土曜日を一斉休工日にしよう

実施期間：令和4年7月～令和5年3月

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

毎月第2土曜日は 一斉休工日です

全ての公共工事を週休2日に！

令和5年3月31日まで
時間帯 9:00～17:00

全ての公共工事

発注者 中部ブロッック発注者協議会

施工者 ○○○○建設(株)

※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを支援していきます。

各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。

※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中

※三重県内は月2回土日完全週休二日を実施中

実施機関 中部ブロッック発注者協議会、各業団体

国土交通省中部地方整備局・中部運輸局 農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校 財務省東海財務局・名古屋税関 国税庁名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局 経済産業省中部経済産業局 海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 (独) 都市再生機構 中部支社

(国) 日本原子力研究開発機構東濃地科学センター (独) 水資源機構中部支社 静岡県道路公社
愛知県道路公社 名古屋高速道路公社 名古屋港管理組合 四日市港管理組合
日本下水道事業団東海総合事務所 岐阜県内市町村 静岡県内市町 愛知県内市町村 三重県内市町

※県内市町村は令和4年10月～

- (一) 岐阜県建設業協会、(一) 静岡県建設業協会、(一) 愛知県建設業協会、(一) 三重県建設業協会、
- (一) 日本道路建設業協会中部支部、(一) 日本橋梁建設業協会、
- (一) プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、(一) 愛知県土木研究会

③平準化の取り組みについて

【工事】①地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

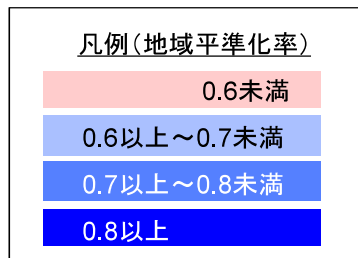
「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率の実績値(R2)

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)



地域ブロック	地域平準化率			対象範囲
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.72	0.72	0.80	北海道
東北	0.73	0.74	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.68	0.71	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	0.76	0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.65	0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	0.68	0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	0.73	0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	0.73	0.90	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	0.70	0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	0.71	0.80	沖縄県
全国	0.71	0.71	—	—

平準化率のデータ抽出時点: 令和3年4月14日

品確法(担い手確保)

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

建設業を支えている労働者は10年後には大量に離職。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分であり担い手確保が喫緊の課題

「地域インフラの整備・維持」を支える

○地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施

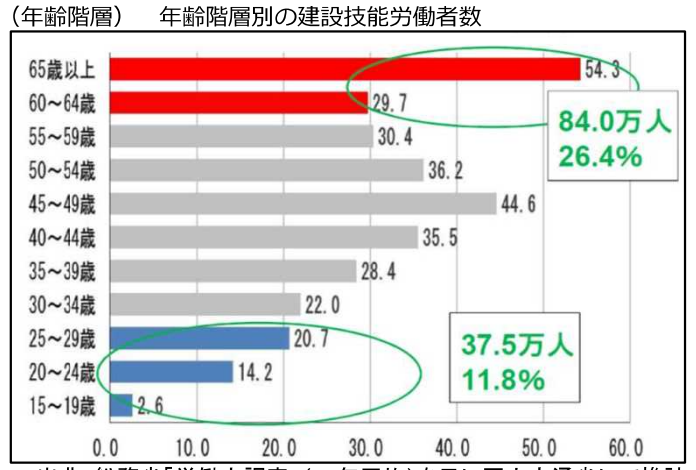
- ▲修繕・耐震補強
- ▲国道メンテナンス
- ▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

○令和3年8月14日の災害直後より国道41号の早期開通に向け、復旧作業を実施

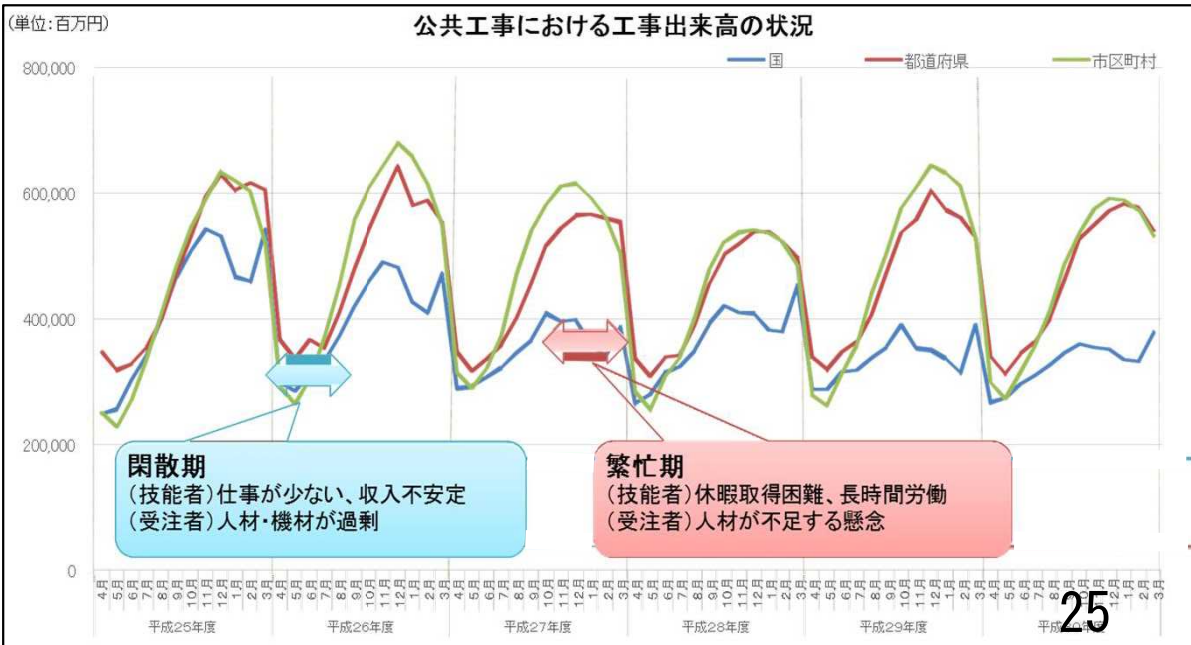
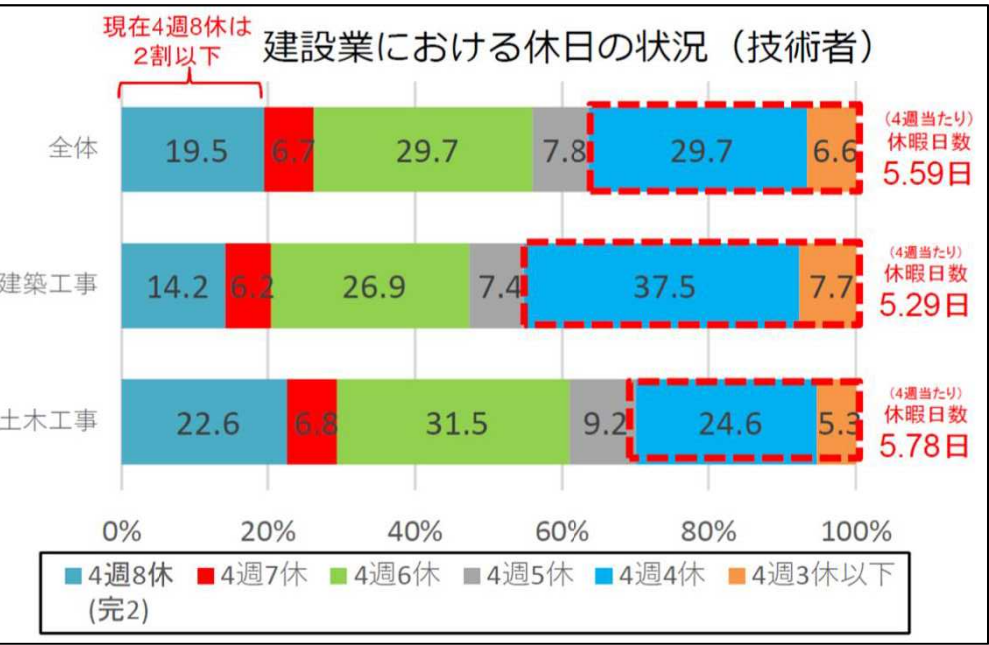
復旧作業

○飛騨三協防災対策協議会
(災害直後より復旧活動を実施)



・建設業全体では、週休2日の割合が2割以下となっている。労働環境の改善が急務

・年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・資機材の効率的な運用を図ることが必要



出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

出典: 国土交通省不動産・建設経済局建設業課

地域社会における建設業の重要性(R3.7月 熱海土石流災害への対応)

発災から約5時間後には現地派遣を実施。自衛隊、消防、警察と連携した捜索活動支援の他、道路啓開を実施するなど、延べ約4,200人投入(熱海建設業協会13社)し、現在も作業中。また、日本建設業連合会により、既設堰堤の除石等、緊急砂防工事を実施中

活動期間:令和3年7月3日～継続中

※7月29日国道135号開通

活動人員:日本建設業連合会(1社)、熱海建設業協会(13社)

延べ約4,200人



○熱海建設業協会



国道135号啓開



土砂、ガレキの撤去



土砂、ガレキの撤去

○日本建設業連合会



へりによる運搬



無人化BH施工(堰堤の除石)



夜間施工(堰堤の除石)

○時系列

7月3日

10:30 土石流災害発生

15:00 緊急出動の準備、出動
現地作業開始

7月6日

被災現場捜索支援

土砂、ガレキ搬出、国道135号
の啓開

7月20日

緊急砂防工事開始

既設砂防堰堤の除石、砂防堰堤
の新設、不安定部の除去、仮設
ブロック堰堤設置等

7月29日

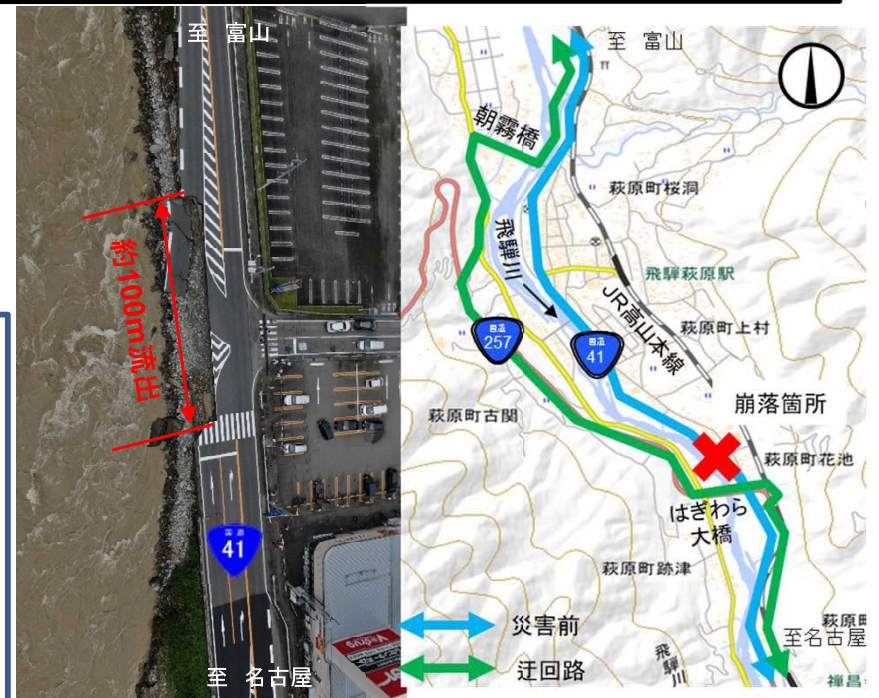
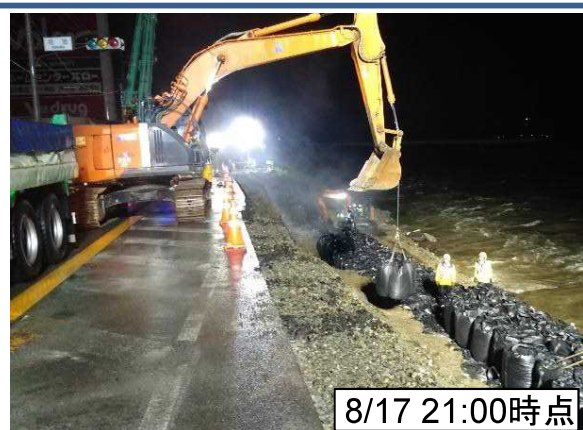
国道135号開通

※現在、土砂 ガレキの搬出作業、
地盤の整正、緊急砂防工事を実施中

地域社会における建設業の重要性(R3.8月 国道41号豪雨災害への対応)

発災(事務所より協議会依頼)から1時間には現地派遣を実施。仮復旧開始から延べ409人投入(協議会41社うち下呂支部の3社)し、9日間で通行止め解除。

活動期間: 令和3年8月14日~8月28日
 ※8月22日7:00より片側交互通行へ移行
 活動人員: 飛騨三協防災対策協議会 延べ409人
 (飛騨三協防災対策協議会会員41社
 飛騨支部: 16社、高山支部: 14社、下呂支部: 11社
 下呂支部から3社が活動)



- 時系列
- 8月14日
 - 16:25 警察から連絡(発災)
 - 16:30 現場到着(監視開始、維持業者)
 - 17:30 協議会会員1社により、全面通行止め開始
 - 8月15日
 - 11:00 岐阜県(河川管理者)と現地立ち会い
 - 8月16日
 - 10:30 協議会会員3社により、復旧作業開始(24h施工 3日間)
 - 8月22日
 - 7:00 片側交互通行へ移行(通行止め解除)

○ 地域の中堅・ 中小建設企業が抱える現状と課題について

- ・ 一時期の建設投資の急激な減少により、地域の建設企業は受注量の減少や繁閑等に対応するため、自らが抱える人材や資機材を手放すなど、企業経営のスリム化を図ってきた。
- ・ このような経緯もあり、今後、人口減少やインフラの老朽化が同時に進行する中で、地域の建設企業は地域インフラの整備・ 維持管理はもとより、災害時に現場の最前線で応急復旧等に従事する「地域の守り手」としての役割を果たせなくなるおそれ。
- ・ このため、地域の建設企業が将来にわたって安定的に活躍していけるよう、後継者の確保や若年者の入職促進など、担い手の確保・ 育成をこれまでに以上に図っていくことが必要。

○ 地域の専門工事企業が抱える現状と課題について

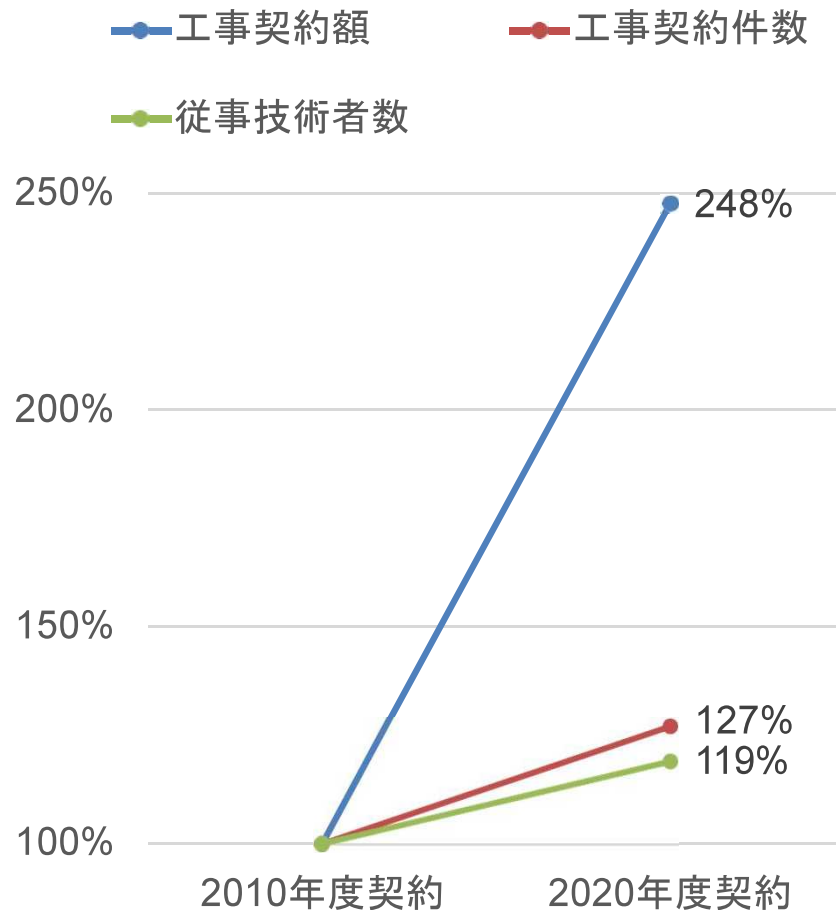
- ・ 地域の専門工事企業では、建設現場で直接施工に携わる技能労働者の高齢化が進行しており、将来的な担い手不足が懸念されるほか、賃金水準の向上や週休2日の確保など、労働環境に関する課題にも対応しなければならない。
- ・ このため、社員化や月給制、週休2日の実現など、技能労働者の働き方改革を進めて担い手を確保するとともに、次世代の担い手に技術・ 技能を着実に伝承することが必要。
- ・ また、災害時には、地域の中堅・ 中小建設企業と連携しつつ、自らの技術・ 技能や保有する資機材等を活用することにより、応急復旧の担い手としての役割を果たすことが必要。

道路維持修繕工事の技術者の状況

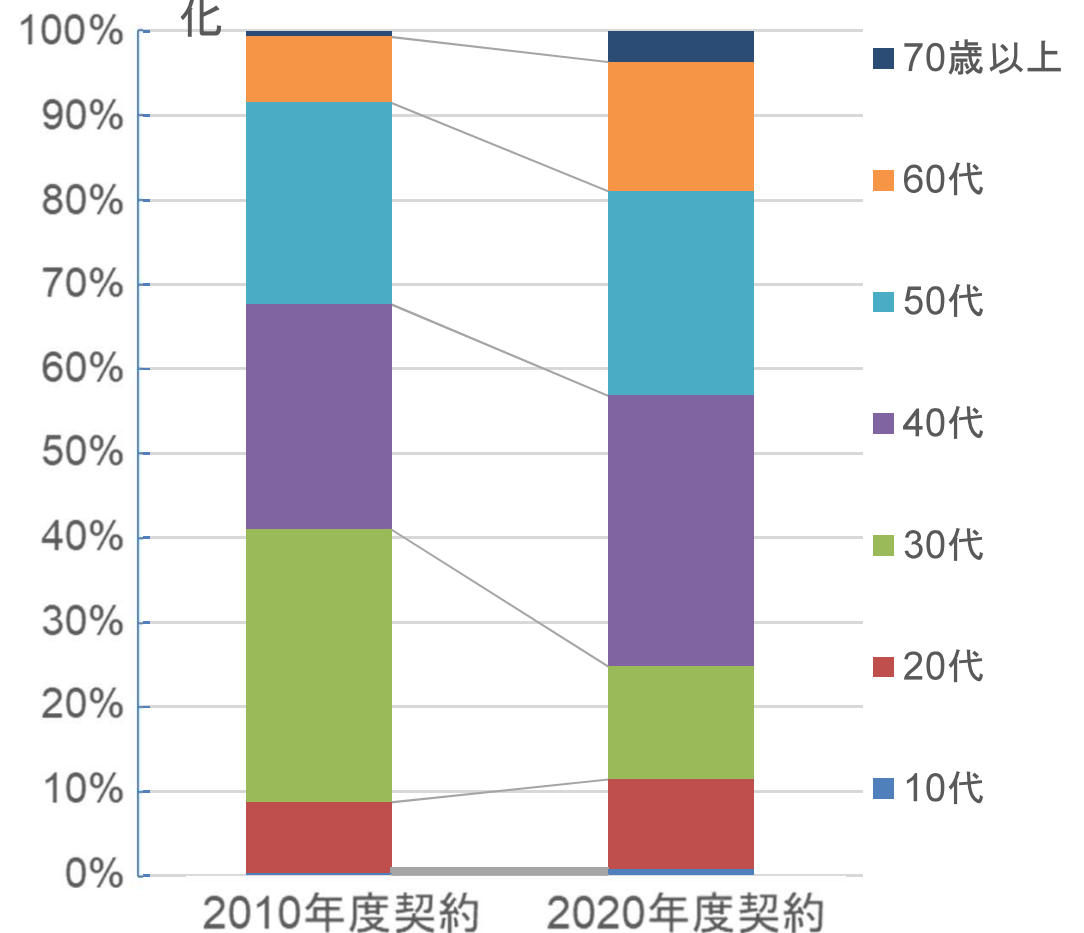
- 維持修繕工事の需要増に比べ、技術者数が増加していないことに加え、維持管理の技術者の高齢化が進んでいる。

⇒持続可能な維持管理の実現には、新たな担い手の確保が不可欠。

道路維持修繕工事の契約額・
契約件数・従事技術者数の変化



道路維持修繕工事担当技術者の
年齢(契約時点)構成の変
化



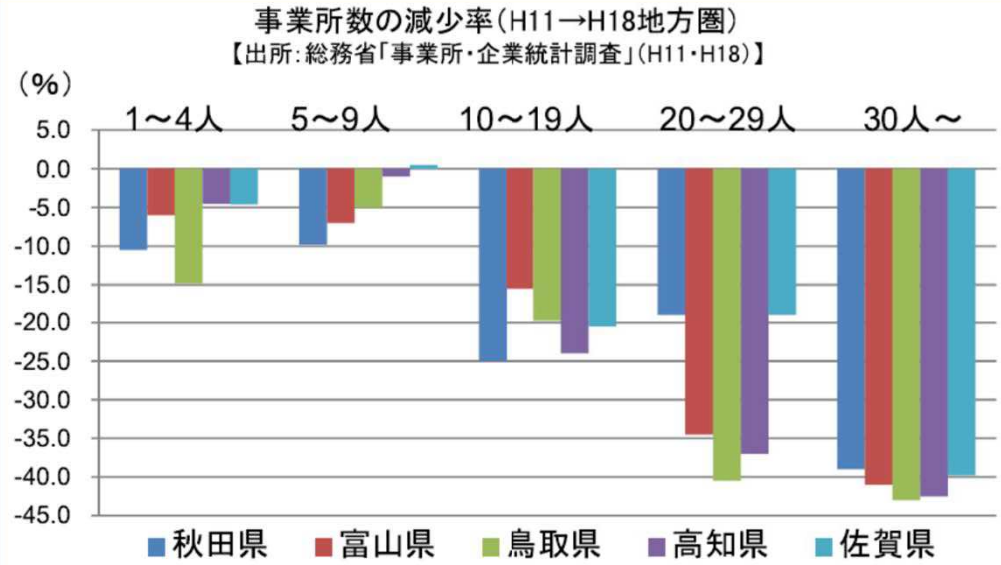
データ出展: CORINSに登録された分野「道路」の工種「維持修繕工事」の全データ
※主な発注者: 国、県、市町村、高速道路会社等

地域維持型契約方式の導入

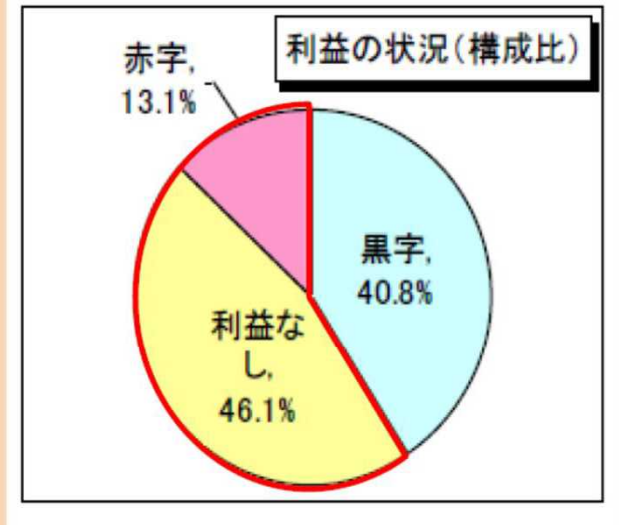
- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(地域維持事業)を担う能力のある地域建設企業が減少。
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

担い手企業の小規模化

中核となる建設企業の大規模減、小規模化・零細化(地方圏で顕著)



地域維持事業の低い採算性



出所:富山県建設業協会調べ(平成23年1月)

地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



出所:国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)及び北陸地方整備局調べ

不調・不落の増加

【(除雪)北陸4県・市町村】
(H19)119件, (H20)183件,
(H21)186件

地域維持型契約方式の導入

○地域建設業の再生に向けた取り組みの一環で、地域建設業のインフラの維持管理といった地域を支える担い手確保のため、地域維持事業を地域建設業が連携して請け負うことができる仕組み

○除雪、災害応急対応、社会資本の維持管理など地域の維持に不可欠な事業（地域維持事業）について、「地域維持型建設共同企業体（地域JV）制度」を創設

出典：ブロック別監理課長等会議事前アンケート調査（平成28年度下期）



単位：百万円

業務内容	件数 (22団体合計)	契約総額 (22団体合計)
道路等維持管理	462	16,696
道路等維持管理・除雪	31	3,067
除雪	103	16,483
道路パトロール	17	1,837
港湾・空港維持管理	6	503
その他	9	126

業務内容別工期内訳



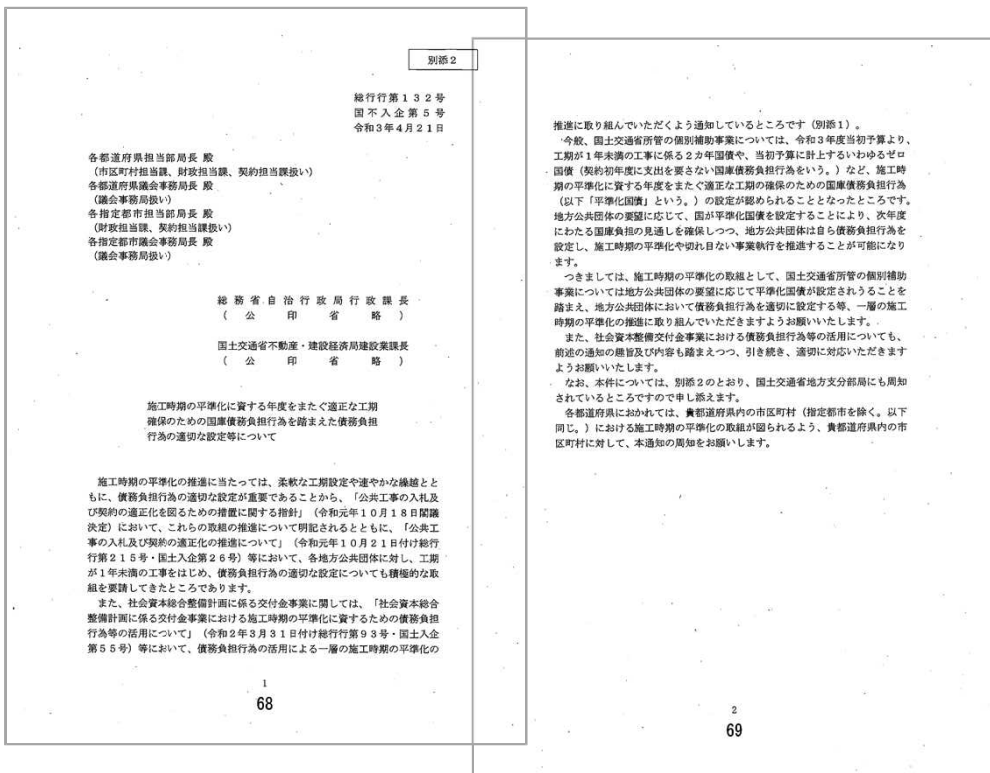
1件あたりの平均契約額



平準化を目的とした債務負担行為(平準化国債)の活用

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

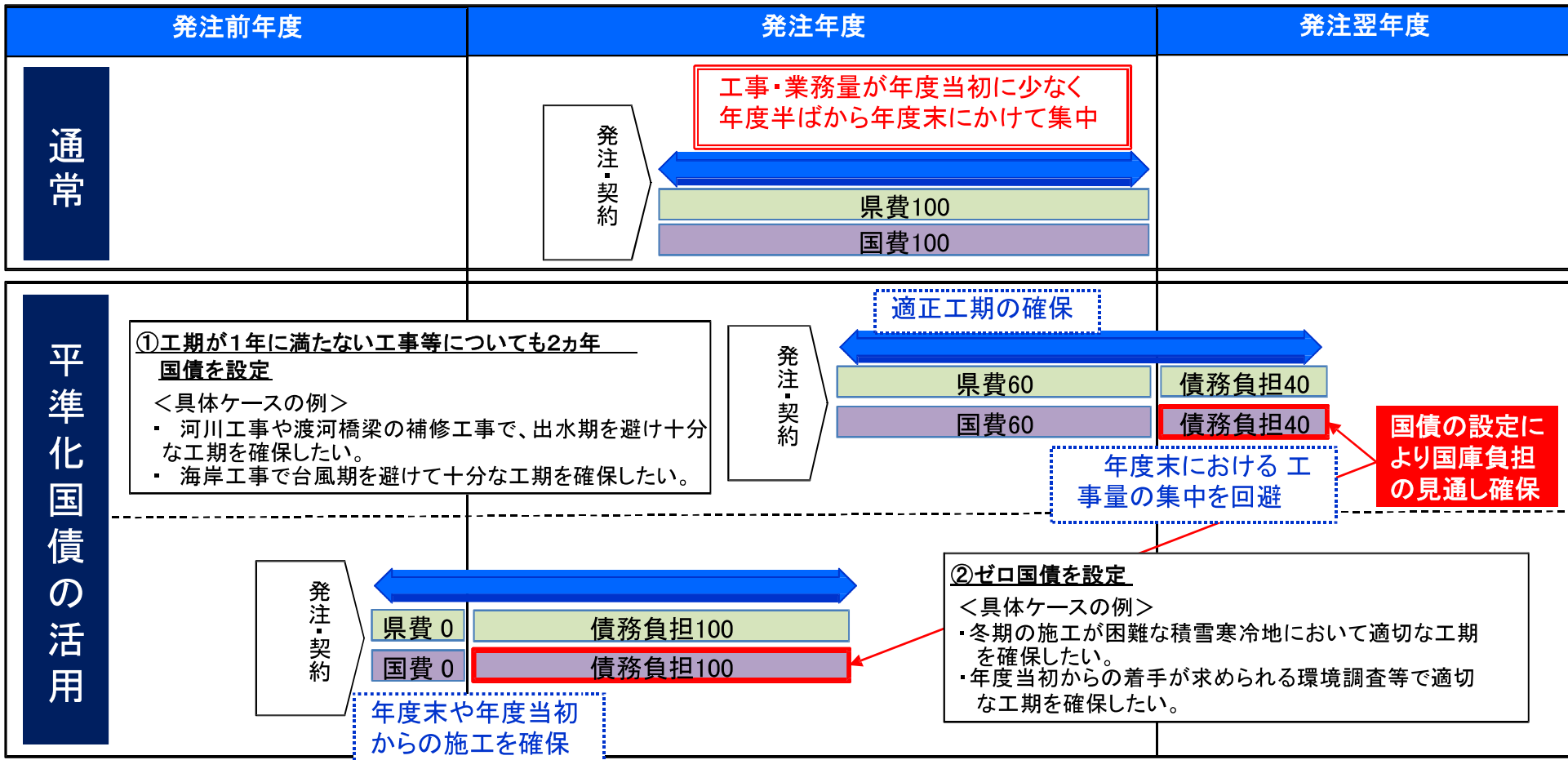
◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

○ 国土交通省所管の個別補助事業について、以下のような平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為の設定が可能 ※測量、設計等の業務についても可能

- ① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず 工期が1年に満たない工事についても2ヵ年国債を設定すること
- ② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為(いわゆる「ゼロ国債」)を設定すること

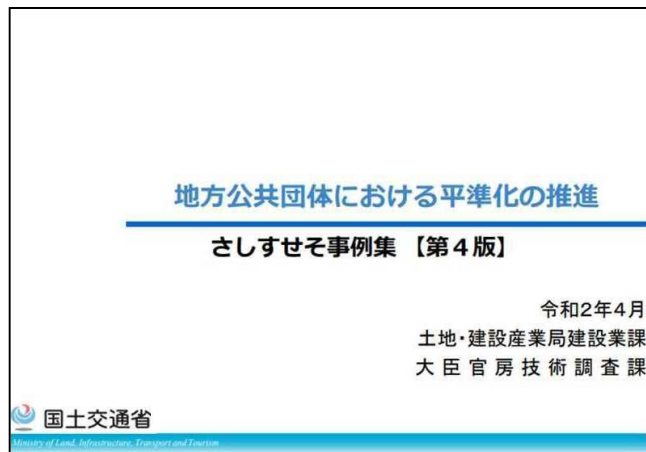
➡ 地方公共団体においては、平準化国債により次年度にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、自ら債務負担行為を設定し、**施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能**

「施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について」(令和3年4月21日付け、総行第132号・国不入企第5号)により通知



- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「**地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)**」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「**さ・し・す・せ・そ**」*の実施事例について紹介
 - * (さ)債務負担行為の活用
 - ・ 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
 - (し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
 - ・ 執行率等の設定・発注見通しの公表

表紙・構成

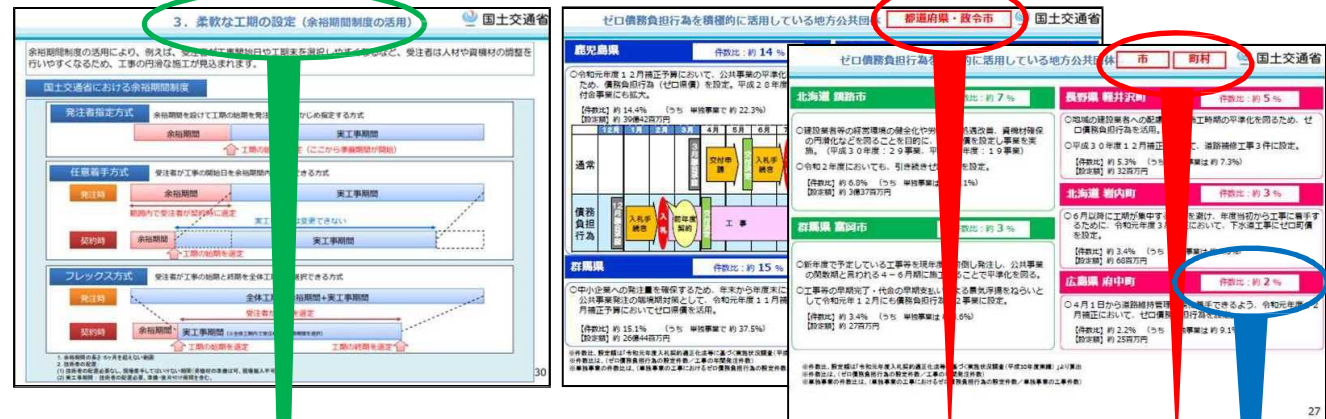


1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)

<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

掲載例



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について
都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める
実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

市町村における施工時期の平準化の一層の推進が必要であるところ、債務負担行為の設定など平準化の取組を検討・実施する市町村等の担当者に必要な知見・ノウハウ等の普及を図るため、国土交通省が平準化関連の事例紹介や助言等のサポートを実施します。

概要

対象者：地方公共団体（都道府県または市区町村）

送付先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室「平準化推進ヘルプデスク」

メールアドレス：hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

相談内容（例）

- ❑ （入契調査の回答に当たって、）平準化率の算出方法を教えてほしい。
- ❑ 平準化率を踏まえた執行計画の策定の具体的な方法について知見を提供してほしい。
- ❑ 同程度の規模の自治体における「さしすせそ」の取組を紹介してほしい。
- ❑ 部局間連携の具体的な手法や段取りについて助言してほしい。
- ❑ 平準化に関連する通知の解釈を確認したい。

相談フロー

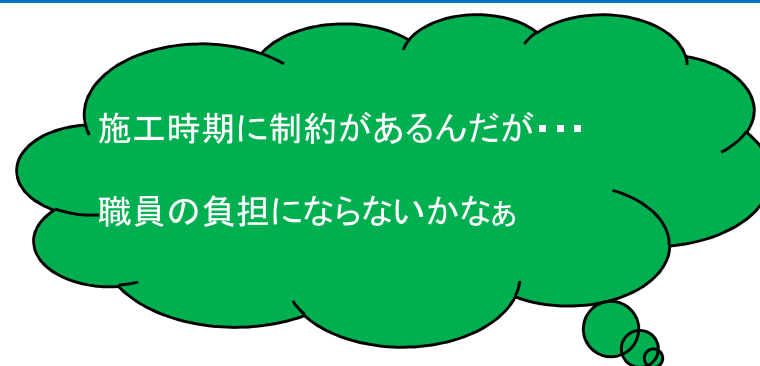
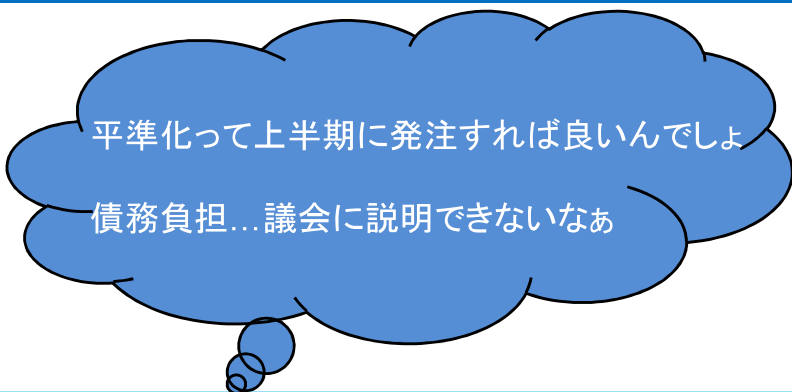
① 自治体職員は、「平準化推進ヘルプデスク」の専用メールアドレスに質問を送付します。

② ヘルプデスク職員は、届いた質問内容を速やかに確認することとします（原則「ワンデーレスポンス」）。

③ ヘルプデスク職員は、必要に応じて関係部署と調整のうえ、質問者に対して回答します。
※質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

④ 国交省専用ウェブサイト上で質問と回答を一覧で整理・公表します。他の自治体職員は常時参照可能です。

⑤ 質問を提出された自治体職員は、ヘルプデスク職員の回答も参考にして、平準化の取組を実施します。



再確認！ 平準化は年間を通して満遍なく工事が稼働している環境を創ること

まずはシミュレーションをしてみよう！

(工事稼働件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
繰り越し	2	2										
債務負担行為(0債務含む)	1	1	1	1	1							
学校等の改修				1	1							
出水期を考慮した工事							2	2	2	2	2	2
地元要望							2	2	2	1	1	1
耕作時期を考慮した工事					1	1	1	1	1			
・							1	1	2	2	2	
・	1	1	1	1	1	1	1					
・				1	1	1						
・		1	1	1								
・			2	2	1	1	1	1	1			
・				1	1	1						
工事稼働件数	4	5	5	8	7	5	8	7	8	5	5	3
平均工事稼働件数(4~6月)	4.7											
平均工事稼働件数(年間)	5.8											
平準化率	0.8											

